

報告事項

低所得者に対する介護保険料の軽減強化について

1. 保険料軽減強化の経緯

介護保険料は、政令の定める基準に従い、条例で定めることとされており、本市では、次ページの下段に図示しているように、所得水準に応じ、第5段階を基準額として、13段階の保険料段階を設けています。

本市における第7期介護保険事業計画期間(平成30年度から令和2年度まで)中の保険料基準額は、月額4,690円(年額56,280円)となっており、この基準額に段階別の負担割合を乗じることで各段階の保険料率を算定しています。

今回の保険料軽減強化は、昨年10月の消費税率改定への対策として、低所得者の保険料について、令和元年度と令和2年度の2か年にわたり、段階的に実施するもので、昨年度に実施した第1段階から第3段階までの軽減幅をさらに拡大するものです。

2. 軽減強化の内容

軽減強化の内容は下表のとおりです。太枠で囲んでいる欄が、令和2年度の段階別負担割合と保険料率で、軽減額の欄は、第7期介護保険事業計画の初年度である平成30年度の保険料率と比較した軽減額を記載しています。

○軽減実施後の段階別年間保険料 基準額(第5段階、割合1.0):56,280円

	平成30年度		①令和元年度			②令和2年度		
	割合	料率(年額)	割合	料率(年額)	軽減額	割合	料率(年額)	軽減額
第1段階	0.45	25,326円	0.375	21,105円	4,221円	0.3	16,884円	8,442円
第2段階	0.70	39,396円	0.600	33,768円	5,628円	0.5	28,140円	11,256円
第3段階	0.75	42,210円	0.725	40,803円	1,407円	0.7	39,396円	2,814円

なお、軽減の対象となる被保険者数は、第1段階から第3段階までの合計で約15,000人となっており、軽減を実施することによって減少する保険料収入については、国が1/2、県と市がそれぞれ1/4ずつを負担して補填することとなっています。

3. 軽減の実施時期

6月4日から26日までの会期で開かれた第3回市議会(定例会)に介護保険条例の改正案と補正予算案を提出し、原案どおり可決されましたので、7月14日に被保険者に送付した「令和2年度介護保険料納入通知書」(当初賦課)において、保険料の減額を実施しています。